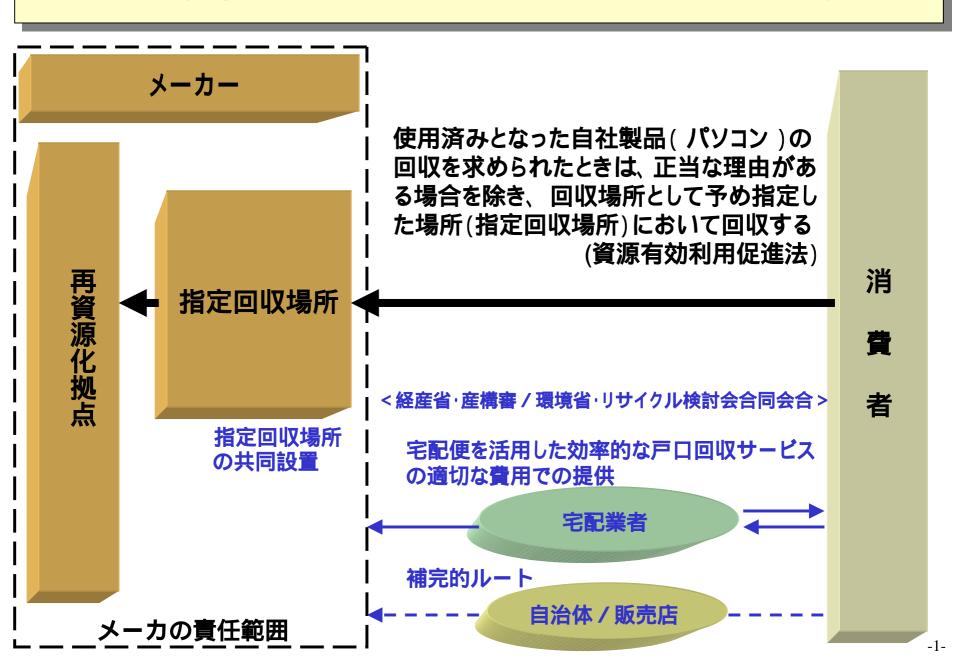
メーカーによる家庭系パソコンの自主回収・再資源化システムの構築について

平成15年5月

社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)

資源有効利用促進法におけるパソコンの自主回収



家庭系パソコン回収におけるJEITAの基本スタンス

パソコンの特性

JEITAの基本スタンス

パソコンの流通特性 / 排出特性

- 購入者による持ち帰りが多い
- 流通経路が複雑で多岐に渡る
- 新品購入と保有品廃棄が同時とは限らない

メーカの独自回収ルートの構築が必要

宅配便を活用した持込み+戸口回収

自治体、販売店は補完的ルートの位置付け

予想排出量

- 家電4品目等と比較すると 排出量はご〈僅か 家電/自動車のような大掛かりな仕組みは不要

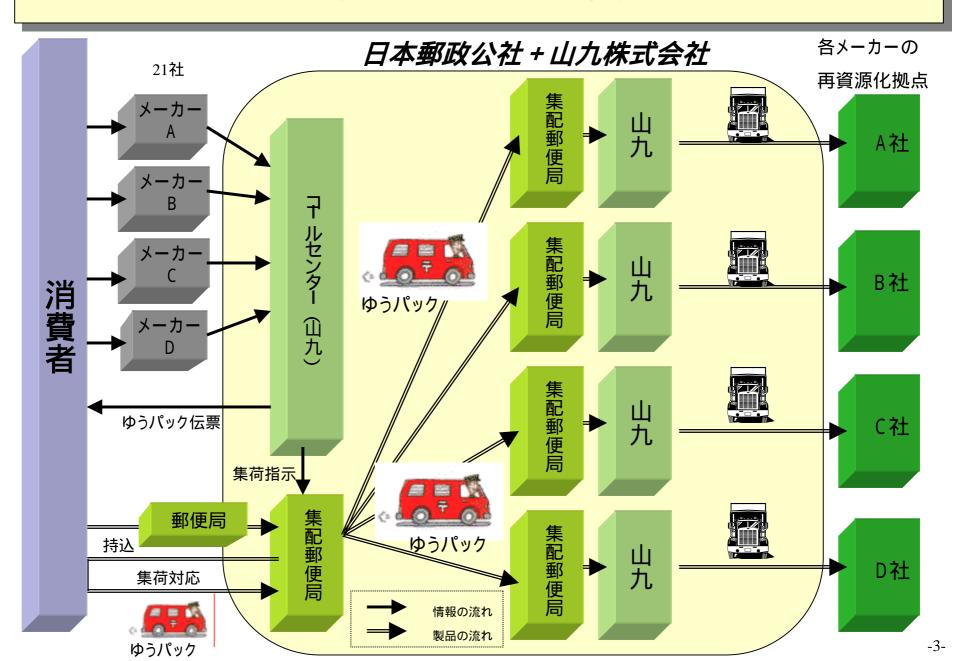
パソコンメーカ毎のシステム構築が原則 (受付、再資源化はメーカ毎に実施)

パソコンの商品特性

- 復数メーカの組合わせで 使用されることが多い 複数メーカ品の同時排出に対応できることが必要

共通の指定回収場所 / 戸口回収の実現 (全賛同メーカが共通活用する宅配会社を選出)

共通の回収ルートとして日本郵政公社を採用



日本郵政公社を共通の回収ルートとするメリット

1. 全国20,000ヶ所以上の郵便局*を指定回収場所として利用可能 過疎地を含め、全国3,218市区町村に設置 離島に対しても同一のサービスを実現

*簡易郵便局を除く

2. 集配郵便局からの戸口集荷を実施

電話一本で地域担当の集配郵便局から排出者宅へ戸口集荷追加料金なしで、戸口集荷が可能

全参加メーカーが共通で郵便局を利用することで

家庭から排出される参加メーカーの製品は、全て郵便局で回収可能にメーカーが異なっても、併せて戸口回収を申し込めば、同時回収が可能に

消費者のパソコン排出手順 (1)

1. <u>回収の申し込み</u>

先ず、当該製品の製造・販売メーカーに回収の申込みをします。 各社の申込み受付窓口はホームページなどに公開されます。

2. 回収再資源化料金

PCリサイクルマークの付いていない製品:

各メーカー所定の方法(郵便振替、銀行振込、クレジット、コンビニなど) で、回収再資源化料金を支払うことが必要です。

支払に必要な帳票類は申込みに基づいて、メーカーから送付されます。

PCリサイクルマークの付いている製品:

排出の際に回収再資源化料金を支払う必要がありません。

3. ゆうパック伝票

PCリサイクルマークの付いていない製品:

回収再資源化料金の支払後、専用のゆうパック伝票が送付されます。

PCリサイクルマークの付いている製品:

回収の申込みをすると、専用のゆうパック伝票が送られてきます。

ゆうパック伝票には、既にお届け先やご依頼主の欄は印字されています。 改めて記入するものは一切ありません。

ゆうパック伝票のイメージ



ゆうパック伝票はビニールケースに封入され、 必要事項が全て印字されて送付される

消費者のパソコン排出手順 (2)

4. <u>排出するパソコンの梱包</u>

排出品を梱包し、送付された「ゆうパック伝票」を見やすい場所に貼ります。 輸送途中で破損・飛散しないような簡易な梱包で構いません。 無梱包での輸送はできません。

5. <u>家庭からのパソコンの排出</u>

郵便局に持込む場合:

梱包して「ゆうパック伝票」を貼付した排出品を、最寄りの郵便局の小包の 窓口にお出しください。

戸口集荷を希望する場合:

「ゆうパック伝票」に記載されている連絡先の郵便局に電話して、集荷日時を決めると、その日時にご自宅から集荷されます。

輸送料金を支払う必要はありません。 法定規格以上の重量・大きさの場合はゆうパックで輸送できません。 お申込みのときにメーカーにご相談ください。

6. 排出したパソコンの輸送状況

排出品の輸送状況は、ゆうびんホームページ(http://www.post.yusei.go.jp)で、お客様控えに記載されているお問合せ番号を検索して調べられます。 引取後の排出品は基本的に返却されません。

-7-

メーカーによって回収される製品範囲

資源有効利用促進法施行令 第6条/別表第6

「パーソナルコンピュータ(重量が1キログラム以下のものを除く。)」

パソコンの判断基準を定める省令 第1条

「パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式の

ものを含む。)

<u>回収対象となるもの</u>:

自社で販売した

デスクトップパソコン(本体) ノートブックパソコン パソコン用ディスプレイ(CRTタイプおよびLCDタイプ)

1kg超のものが対象となります。

ディスプレイ一体型パソコンを含みます。

メーカー出荷時に同梱されていた標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)であって、パソコンと同時に排出されたものは、パソコンの付属品として含みます。

回収の対象とならないもの:

プリンター、スキャナーなどの周辺機器

ワープロ専用機、PDAなど

マニュアル、CD-ROM媒体などは含みません。

対象となるパソコンの区分

	事業系パソコン	家庭系パソコン
排出者	企業等の事業者	一般家庭
制度施行	H13.4.1	H 1 5 . 1 0 . 1
メーカー回収	産廃広域指定を取得して実施	一廃広域指定を取得して実施
回収業者	各メーカーが個別に業者選定 して実施	参加メーカー共通で日本郵政公社を採用
無償回収 の義務	無償回収の義務無し	制度施行日以降に販売するものに無償回収の義務

無償回収する「家庭向けパソコン」

無償回収の対象となる「家庭向けパソコン」には、PCリサイクルマークを付けて販売

「家庭向けパソコン」:

機能性能によりJEITAで策定した判断基準に基づき、各メーカーが「家庭向けパソコン」を定義

- ・判断基準は現在策定中
- ·各メーカーの家庭向けパソコンはJEITAホームページで公開予定

「家庭向けパソコン」であっても既販品となるものは、家庭からの排出時にメーカー所定の回収再資源化料金の支払が必要

PCリサイクルマークが貼付されているパソコンが、製造・販売メーカーに排出されたときは、無償で回収

PCリサイクルマークの付いていない「事業者向けパソコン」が中古市場などを経由して家庭から排出される場合は、回収再資源化料金の支払が必要

PCリサイクルマーク



参加メーカーは、共通のデザインの PCリサイクルマークを使用

P C リサイクルマークは、J E IT A が商標登録申請中(参加メーカーに使用許諾)

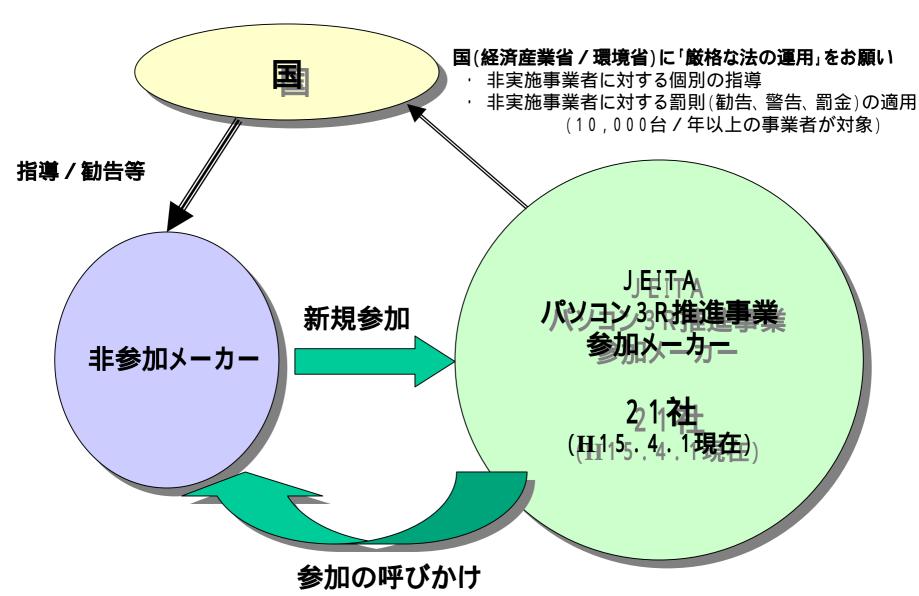
参加メーカーは、新制度において 無償回収する家庭向けパソコンに PCリサイクルマークを銘板に印刷 又はシールで貼付

日本郵政公社による回収を実施するパソコンメーカー

株式会社東芝 富士通株式会社 株式会社日立製作所 日本電気株式会社 日本アイ・ピー・エム株式会社 三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社 沖電気工業株式会社 ソニー株式会社 セイコーエプソン株式会社 松下電器産業株式会社 シャープ株式会社 三洋電機株式会社 株式会社リコー カシオ計算機株式会社 日本ヒューレット・パッカード株式会社 日本ユニシス株式会社 株式会社ソーテック NEC三菱電機ビジュアルシステムズ株式会社 株式会社ナナオ アップルコンピュータ株式会社 デルコンピュータ株式会社

(平成15年4月1日現在:順不同)

非参加メーカーへの対応

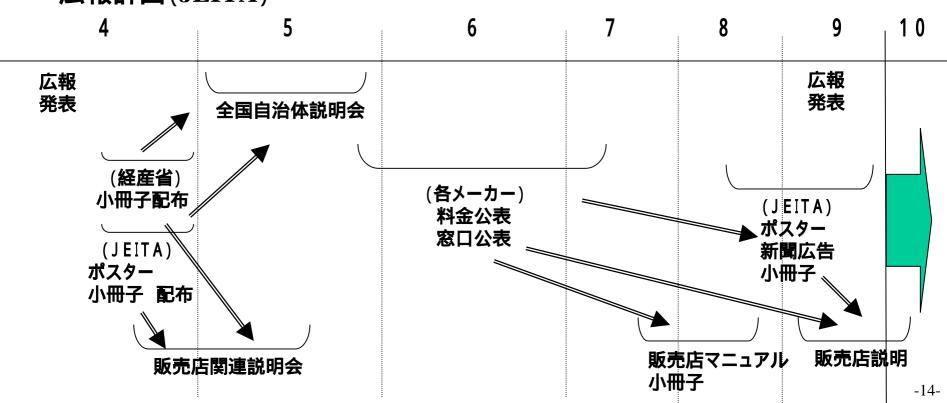


住民の皆様への広報周知のお願い

住民の皆様への広報周知を宜しくお願いします。

JEITAでポスター、小冊子を配布、新聞広告を実施 JEITAから自治体への情報提供を実施 (各社料金、窓口情報など)

広報計画(JEITA)



お願い

家庭系パソコン回収再資源化システムの実効性を確保するため、

住民の皆様への広報・周知

ゴミとしての排出禁止等行政対応

自治体とメーカーの連携の推進

を宜しくお願いします。